

(7) 迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」等、非科学的で根拠がないにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。中でも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

同和対策審議会の答申は、「昔ながらの迷信、非合理的な偏見等が同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである」と指摘しています。

根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないように、啓発を推進します。